

吉川市保育プロモーション動画作成業務企画提案
募集要項

令和3年8月

吉川市こども福祉部保育幼稚園課

目次

1	業務目的	2
2	業務受託者の選定方法	2
3	業務概要	2
4	参加資格	2
5	参加申込・辞退	3
6	企画提案書の記載事項	3
7	サンプル動画の作成	4
8	スケジュール及び手続き	4
9	優秀提案者の選定方法等	5
10	優秀提案者選定後の手続等	7
11	添付書類・様式等	7

1 業務目的

本業務の実施により新型コロナウイルス感染予防徹底が継続する状況においても、保育施設等の環境、保育の特色や日々の保育などとともに、保育士・幼稚園教諭の仕事の魅力をわかりやすく情報提供することで、保護者の施設選択の支援と保育施設等の魅力発信につなげることを目的とします。

2 業務受託者の選定方法

本件業務受託者の選定については、企画提案のプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえ、受託者を決定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により行います。

3 業務概要

(1) 業務名

吉川市保育プロモーション動画作成業務

(2) 業務内容

吉川市保育プロモーション動画作成業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月15日まで

(4) 納品場所

吉川市こども福祉部保育幼稚園課

(5) 本業務の委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

5,940,000円

注意事項

- この金額は、企画提案の見積額を積算するため示した上限額であり、市予定価格ではありません。
- 本業務の予算額を超える見積額を提案した場合は、書類審査において失格となります。

4 参加資格

プロポーザルの参加資格は、次の要件のいずれにも該当する法人又は個人とします。

- (1) 過去3年間で本件と類似した業務実績が複数あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の資格の制限を受ける者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと（入札参加資格の再認定手続を行っている場合を除く）。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと（入札参加資格再認定の手続きを行っている場合を除く）。
- (5) 国税及び地方税を完納（未納がある場合は、参加申込時点で納期未到来のものは除く。）している者であること。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

5 参加申込・辞退

プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 申込期限

令和3年8月31日（火）15時まで

(2) 申込方法

直接窓口へ持参又は郵送により、吉川市こども福祉部保育幼稚園課あてに、吉川市保育プロモーション動画作成業務企画提案応募関係書類（表紙）を正本に沿え、必要書類を提出してください。郵送の場合は、申込期限までに保育幼稚園課必着とします。

※郵送等における事故については、市は一切関知しないものとします。

※書類不備による再提出及び修正を行う場合も申込期限までに行うこととします。

(3) 提出書類

提出書類は以下のとおりとなります。1部正本、6部副本とします。

エについては正本1部のみ提出してください。

ア 企画提案書（様式第1号）	7部
イ 会社概要（様式第2号）	7部
ウ 役員名簿（様式第3号）	7部
エ 誓約書（様式第4号）	1部
オ 見積書（任意様式）	7部
カ 該当する場合のみ（吉川市入札参加資格名簿に登載していない事業者）身分を確認できる書類を提出すること。	
(ア) 法人の場合 履歴事項証明書	1部
(イ) 個人の場合 住民票及び個人事業主の届出	各1部
キ 過去3年間の業務実績のわかる書類（任意様式）	7部
ク サンプル動画（DVD等で提出）	

(4) 参加資格の確認

市は、書類提出後に参加資格の確認を速やかに行い、参加資格がないことを確認した場合は、書面又はその他方法により通知します。確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとします。

(5) 参加辞退

8月31日（火）15時までに辞退届（任意様式）を提出してください。

6 企画提案書の記載事項

企画提案書には、「吉川市保育プロモーション動画作成業務仕様書」を踏まえ、次のことを必ず記載のうえ、A4縦書き両面刷り（通しのページ番号を附番）ホチキス2か所止めで作成してください。必要に応じてファイル綴りとすることも可能です。

- (1) 企画提案のコンセプト
- (2) 全体構成案・デザイン案
- (3) 業務実施スケジュール
- (4) 発注者・受注者の役割分担（手続き及び作業と時期）
- (5) 実施体制※

※本市との連絡調整の窓口となる管理責任者を記載すること。社外の者が業務に関わる場合及び本業務の一部再委託又は請け負わせる場合は、再委託又は請け負わせる先の会社名、代表者氏名、業務内容等を明記すること。

7 サンプル動画の内容

参加者は、既に撮影したもので、本件業務に類似した動画（施設を撮影したもの、人物を撮影したものをできる限り含む。）を必要書類として提出してください。また、動画の内容にはできる限り、動画の形式は、Windows media player で再生できるものとしてください。

8 スケジュール及び手続き

(1) スケジュール

内 容	日 程
応募要項配布開始	令和3年8月12日（木）
質問提出期限	令和3年8月20日（金）
質問回答予定日	令和3年8月24日（火）
企画提案書等提出期限	令和3年8月31日（火）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）※	令和3年9月7日（火）
審査結果通知	令和3年9月中旬
契約協議及び契約締結	令和3年9月中旬

※審査の日程は、変更する場合があります。変更の場合は、保育幼稚園課から参加者に別途通知いたします。

(2) 募集要項の配布

市ホームページに募集要項を掲載しますので、ダウンロードして利用してください。市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(3) 質問等に関する事項

受付期間	令和3年8月12日（木）～令和3年8月20日（金）15時
受付方法	募集要項の内容等に関する質問書（様式5）を電子メールで、保育幼稚園課まで提出してください。質問書1枚につき質問は1つ限りとします。質問が複数ある場合は、質問数分の質問書を作成してください。件名を「プロポーザル質問書（申込者名）」としてください。後日、受付完了メールを送付します。 Mail: hoiku2@city.yoshikawa.saitama.jp
留意事項	1 質問意図を簡潔明瞭に記載するよう注意してください。また、その質問に関する書類等の名称、ページ等を記載してください。 2 電話や窓口での口頭、FAXによる質問は受け付けません。 3 回答後の再質問は受け付けません。
回答方法	受け付けた質問及び回答を、令和3年8月24日（火）15時（予定）に、市ホームページに掲載します。

(4) 申請書等の受付等

受付期間	令和3年8月16日（月）～令和3年8月31日（火） （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
提出先	吉川市役所こども福祉部保育幼稚園課
提出方法	直接持参又は郵送
失格事項	申込者が次の事項に該当した場合は、失格とし、審査の対象から除

	<p>外します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類に虚偽又は不正があった場合 2 申請書受付期限までに所定の書類が整わなかった場合 3 申請資格を満たしていないことが判明した場合 4 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募資格のない者の申請や市が示す委託料上限額を超える提案は受け付けません。 2 申請に要する一切の経費は、申請者の負担とします。 3 企画提案書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、プロポーザル結果の公表等、必要な場合には、その内容を無償で利用できるものとします。 4 提出期限後の書類の差し替えや内容変更はできません。 5 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。 6 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。 7 一申請者につき一提案に限ります。

9 優秀提案者の選定方法等

(1) 優秀提案者の選定方法

ア 市は、市職員3名、私立認可保育園協議会1名、私立幼稚園協会1名の計5名で審査（プレゼンテーション・ヒアリング）・採点の方法により優秀提案者等を選定するものとします。

イ 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の日時は、**9月1日（水）午後5時までに**申請者に保育幼稚園課から電話にて通知します。当日の出席は、法人等の代表者又は代理の職員2人までとし、会議の内容は原則公開とします。ただし、本件の申請者や申請者の利害関係者については、審査会場に入室できないものとします。

ウ 審査の進め方は、1参加者あたりプレゼンテーション（サンプル動画上映を含む）15分、ヒアリング15分の合計30分となります。

エ 採点は、次の(2)評価基準に従い行います。一人当たりの配点は100点満点とし、合計点は最高で500点となります。優秀提案者の選定については、最高点の申請者とし、2番目の採点結果となった申請者を次点候補者として選定します。選定結果については、9月中旬までに保育幼稚園課からすべての文書により通知します。

オ 採点結果が同点の場合は、(2)評価基準「5. 編集力」の合計点が高い申請者を優秀提案者とします。それでも同点の場合は、「6. プロモーション」の点数が高い申請者を優秀提案者とします。

(2) 評価基準

区分	評価事項	評価の視点	配点		
1	1. 実績・能力	本業務を適正に執行できる実績・能力があるか	10	25	
	2. 管理体制 工程管理	作業内容、工程が明確であり、本業務を円滑に実施できる人員体制となっているか。 業務の進行管理が行える体制となっているか。また、業務継続が難しい場合の支援体制を整えられているか。	5		
	3. 見積価格	10点×(最低見積価格÷見積価格) ※最低見積価格÷見積価格が0.5を下回る場合は、0.5とする。 ※小数点第二は四捨五入とする。	10		
2	4. 撮影力 【素材動画】	撮影能力 (企画力)	本市が設定するターゲットに対して訴求力のある素材として、魅力的な撮り方、見せ方の企画提案になっているか。	10	30
		撮影実施体制 (技術・人員)	動画撮影のための人員が揃えられているか。ドローン操縦者について経験・技術はどうか。	10	
		撮影実施体制 (対応力)	荒天時に備えるなど臨機応変に撮影できる体制が整えられているか。	10	
3	5. 編集力 【編集動画】	編集動画 (企画力)	各保育施設の魅力をわかりやすく伝えることのできる編集動画の企画提案となっているか。	20	45
		編集力 (技術・人員)	編集動画を製作するための人員が揃えられているか。	10	
	6. プロモーション	製作した動画が、ターゲットに効果的に伝わる手法提案ができてきているか。	15		
合計			100	100	

配点別評価点表（見積金額以外）

配点	評価の目安と得点表					
	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0
15	15	12	9	6	3	0
20	20	16	12	8	4	0

※点数は、1点刻みで採点します。例えば配点15点の項目で「非常に優れている」「優れている」の間で13点、14点を付ける場合があります。

(3) 優秀提案者の変更

企画提案書提出後から契約までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、審査の対象から除外又は優秀提案者としての地位を失います。

なお、本業務の準備のために支出した費用については、一切、市は補償しません。

ア 「3 参加資格」に記載する資格を失った場合

イ 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

エ その他不正・不誠実な行為があった場合

10 優秀提案者選定後の手続等

(1) 契約の締結

業務内容に関する細目的事項等については、市と優秀提案者で協議の上、契約を締結するものとします。

(2) 準備業務

受託者は、契約締結後、速やかに事業の工程表を作成し、市に提出するものとします。市は、受託者から提出された工程表に問題の無いことを確認し、了承するものとします。

11 添付書類・様式等

(1) 様式

(様式1) 企画提案書

(様式2) 会社概要

(様式3) 役員名簿

(様式4) 誓約書

(様式5) 質問票

(2) 仕様書等

(別紙1) 吉川市保育プロモーション動画作成業務仕様書

(別紙2) 個人情報取扱特記事項

問合せ先

吉川市こども福祉部 保育幼稚園課 保育幼稚園係

住 所 〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

電 話 048-982-9528 (ダイヤルイン)

FAX 048-981-5392

メール hoiku2@city.yoshikawa.saitama.jp

吉川市保育プロモーション動画作成業務仕様書

1 業務名称

吉川市保育プロモーション動画作成業務

2 業務目的

本業務の実施により新型コロナウイルス感染予防徹底が継続する状況においても、保育施設等の環境、保育の特色や日々の保育などとともに、保育士・幼稚園教諭の仕事の魅力をわかりやすく情報提供することで、保護者の施設選択の支援と保育施設等の魅力発信につなげることのできる広報環境を整備することを目的とします。

3 履行期間

契約日から令和4年3月15日（火）まで

4 履行場所

本業務の履行場所は、市内の保育施設（22か所）及び幼稚園（5か所）となります。

保育施設名	所在地	電話番号	定員
第一保育所	きよみ野 2-22-1	(048-982-0259)	90
第二保育所	木売新田 16	(048-982-5300)	77
青葉保育園	木売新田 47	(048-982-4171)	100
よしかわエンゼル保育園	木売新田 423	(048-982-1434)	140
育暎保育園	高富 2-12-6	(048-981-4574)	90
吉川つばさ保育園	保 1-24-1	(048-951-5728)	60
こびっぴりスクールよしかわみなみ	美南 4-13-7	(048-940-8464)	100
こびっぴりスクールよしかわステーション	木売 1-8-3	(048-971-7361)	80
かほ保育園	美南 4-2-3	(048-984-2501)	90
きらり美南保育園	美南 4-26-32	(048-971-9997)	60
吉川美南ちとせ保育園	美南 5-12-4	(048-981-2870)	90
つつじ保育園	美南 2-23-1	(048-983-7772)	90
よしかわ杜の保育園	中央 1-9-24	(048-982-1090)	90
よしかわフラワー保育園	吉川団地 5 番 1 6 号	(048-982-1212)	60
認定こども園吉川さくらの森	保 1-21-7	(048-984-5505)	120
こぐま保育園	木売 1-9-8	(048-981-1622)	19
こぐま保育園マミー	保 1-4-12	(048-973-7001)	19
ふえありい保育園吉川園	吉川 1-8-9	(048-984-1530)	19
ナーサリールームつばさ	保 1-8-3 ヤマハ 第八ビル 1F	(048-972-5568)	19
hoiku 縁	美南 4-1-1	(048-983-0678)	17
おひさま保育園	吉川 1-14-13	(048-981-4776)	19
ふえありい保育園吉川美南園	高富 1-5-2 ハウス K1F	(048-971-5832)	19

幼稚園名	所在地	電話番号	定員
吉川あさひ幼稚園	上内川 888-2	(048-991-3332)	245
ワカマツ幼稚園	鹿見塚 131-2	(048-982-1129)	400
茂幼稚園	中央 2-34-3	(048-981-4594)	450
吉川幼稚園	保 780-13	(048-981-0612)	200
吉川ムサシノ幼稚園	美南 5-25-1	(048-982-6345)	450

5 業務内容

(1) 企画構成業務

プロポーザルの提案内容を基に、本市と協議を行い、企画構成を決定します。

企画構成には、次の各項目に基づいて実施してください。ただし、企画構成において、受託者から次の各項目以外に、有効な提案がある場合は、本市と協議の上、企画構成を変更します。

ア 動画、静止画、ナレーション、テロップ、アニメーション、音楽及びその他必要な表現手段を用いて製作してください。

イ 動画は、保育施設等ごとのものと、対象となる保育施設等ごとの動画を短編に取りまとめたものの2種類を作成してください。

ウ 動画には、必ず次の項目が含まれることし、それ以外の項目は企画提案を基に構成してください。

(ア) 保育施設等の概要

(イ) 保育風景

(ウ) 保育士からのメッセージ

(エ) 保育施設の特徴をPRする動画

(オ) 保育士のお仕事

(カ) 施設全景の無人航空機（ドローン）による撮影※

※小規模保育施設については、市と協議の上、実施方法を検討します。

エ 映像時間

(ア) 保育施設・幼稚園 1施設10分程度

(イ) 全体版 15分程度

(2) 撮影業務

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行うものとします。

なお、次の内容は委託業務に含むものとします。

ア 資料・素材の収集に関すること

イ 著作権について必要な手続きに関すること

ウ 出演者、協力者、撮影地との調整に関すること

エ 使用料の負担に関すること

オ 無人航空機による撮影のための航空法等の許可申請に関すること

(3) 編集業務

撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・テロップ・アニメーションの挿入等の編集作業を次のことに留意し、行うものとします。

なお、編集作業開始から完成までに、本市が内容確認（仮編集段階の映像の確認を含む。）を行い、修正を指示する場合があります。

ア 音声等の挿入

音楽・音声を必要に応じて使用することとし、音楽を挿入する場合は、選曲の際に本市と協議すること。

イ テロップ・アニメーションの挿入

保育施設の屋内施設の内容を保護者にわかりやすく知らせるため、必要に応じてテロップやアニメーションを使用すること。

ウ 配信用サイトへの対応

動画は、Youtube 等の配信サイトに対応した編集とすること。

エ 施設所在等の挿入

各保育施設等の所在、駐車スペースの有無・駐車可能台数を挿入すること。

(4) 調整

受託者は、上記（2）から（4）の実施に当たり、本市及び撮影先と事前に撮影日程、当日スケジュール等を調整するものとします。

(5) その他（自由提案）

上記のほか、保護者にわかりやすい動画作成に有効な方策がある場合は、予算額の範囲内で提案してください。

6 成果物の納品

成果物は次の要件・規格で納品するものとします。

(1) 成果物の要件

ア 画格は、16：9とし、解像度は、ハイビジョン映像（1280×720）以上とすること。

イ データ形式は、拡張子がWMV及びMP4の2種類とすること。

(2) 成果物の必要数

ア DVDディスク又はブルーレイディスク ……30本

イ 配信用データ ……一式

7 納入期限

(1) 配信用データ ……令和3年2月下旬

(2) DVDディスク又はブルーレイディスク ……令和3年3月15日

8 納品先

吉川市役所こども福祉部保育幼稚園課

9 留意事項

(1) 業務遂行に当たり、法令及び本市条例規則等を遵守し適切な成果があげられるよう努め、本市にとって最適な支援を行うこと。

(2) 業務遂行に当たり、環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用・放出の削減のほか、資源やエネルギーの消費量が減少するよう配慮すること。

(3) 受託者は、打合せ時の記録を作成し、その都度、市へ報告すること。

- (4) 受託者は、あらかじめ作業計画及び工程表を市へ提出すること。
- (5) その他、本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、受注者と発注者が協議して決定すること。

10 データの保護・著作権等

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報、または本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供しないこととします。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許可なく複写・複製をしないこととします。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置など本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うものとします。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のため、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報を記録した場合は、業務完了時にすべてを消去するものとします。また、契約解除の場合においては、速やかに消去するものとします。

(6) 著作権の帰属

本市へ納入した成果物に係る一切の権利は、本市に帰属するものとします。

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応することとします。

(8) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」に従うこととします。